

デイサービス シュシュ運営規程

※この運営規程は、公表にあたり従業員の数等ができる限り正確に伝わるために、本来の運営規程に一部変更を加えています。

（事業の目的）

第1条 有限会社シオカ（以下「事業者」という。）が設置するデイサービス シュシュ（以下「事業所」という。）において実施する児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「指定児童通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切な指定児童通所支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定児童通所支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 指定児童通所支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童通所支援の提供ができるように努めるものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法（以下「法」という。）及び「姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（姫路市条例第67条）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童通所支援を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定児童通所支援の提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定児童通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 デイサービス シュシュ

（2）所在地 兵庫県姫路市網干区津市場 780-2

（職員の職種、員数及び職務の内容）～令和7年12月末時点～

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員 1名 児童発達支援管理責任者と兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名以上(常勤職員 1名 管理者と兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童通所支援以外のその他の障害福祉サービス事業者等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童通所支援の目標及びその達成時期、指定児童通所支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。
- (ウ) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(障害児等についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定児童通所支援等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員・保育士 及び (4) 専門職員

児童発達支援

児童指導員：5名(常勤換算：4.1 常勤職員：3名 非常勤職員：2名)

うち、理学療法士2名、言語聴覚士2名

専門職員：2名(常勤換算：2.0 常勤職員：2名)

うち、作業療法士1名、言語聴覚士1名

放課後等デイサービス

児童指導員：6名(常勤換算：4.5 常勤職員：3名 非常勤職員：3名)

うち、理学療法士2名、言語聴覚士2名

専門職員：2名(常勤換算：2.0 常勤職員：2名)

うち、作業療法士1名、言語聴覚士1名

児童指導員・保育士及び専門職員は、障害児等に療育や専門的支援等を実施する

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、10月21日と10月22日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 営業時間は以下のとおりとする。

火曜日・木曜日：午後１２時００分から午後７時３０分まで

月曜日・水曜日・金曜日：午前９時３０分から午後６時３０分まで

土曜日：午前８時３０分から午後３時３０分まで

(３) サービス提供日

児童発達支援

第１単位：火曜日と木曜日とする。ただし、１０月２１日と１０月２２日、１２月３１日から１月３日までを除く。

第２単位：月曜日と水曜日と金曜日とする。ただし、１０月２１日と１０月２２日、１２月３１日から１月３日までを除く。

第３単位：土曜日とする。ただし、１０月２１日と１０月２２日、１２月３１日から１月３日までを除く。

放課後等デイサービス

第４単位：火曜日と木曜日とする。ただし、１０月２１日と１０月２２日、１２月３１日から１月３日までを除く。

第５単位：月曜日と水曜日と金曜日とする。ただし、１０月２１日と１０月２２日、１２月３１日から１月３日までを除く。

第６単位：土曜日とする。ただし、１０月２１日と１０月２２日、１２月３１日から１月３日までを除く。

(４) サービス提供時間

第１単位：午後１２時３０分から午後４時３０分まで

第２単位：午前９時４５分～午後１２時４５分まで

第３単位：午前８時４５分から午後１２時４５分まで

第４単位：午後５時００分から午後７時００分まで

第５単位：午後３時００分から午後６時００分まで

第６単位：午後１時００分から午後３時００分まで

(利用定員)

第７条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (１) 第１単位：１０名（第４単位と同日に行われる場合は合わせて２０名とする）
- (２) 第２単位：１０名（第５単位と同日に行われる場合は合わせて２０名とする）
- (３) 第３単位：１０名（第６単位と同日に行われる場合は合わせて２０名とする）
- (４) 第３単位：２０名（第１単位と同日に行われる場合は合わせて２０名とする）
- (５) 第４単位：２０名（第２単位と同日に行われる場合は合わせて２０名とする）
- (６) 第５単位：２０名（第３単位が同日に行われる場合は合わせて２０名とする）

(指定児童通所支援を提供する主たる対象者)

第８条 指定児童通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (１) 障害児（児童発達支援：未就学児 放課後等デイサービス：未就学児を除く 18 歳未満）
- (２) 特に発達障害を認め市町村長が認める者

(指定児童通所支援の内容)

第9条 事業所で行う指定児童通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活訓練
 - (イ) 集団生活適応訓練
 - (ウ) 創作的活動
 - (エ) 更生相談
 - (オ) 介護方法の指導
 - (カ) 健康指導

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定児童通所支援を提供した際には、利用者から指定児童通所支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童通所支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第3項の規定により算定された障害児通所給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

- (1) 創作活動において、保護者の希望で通常必要となるもの以上に係る材料費であり利用者に負担させることが適当とみられるものの実費
- (2) その他の日常生活において、通常必要となるものに係る経費であり利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 気分が悪くなった際は、すみやかに職員に申し出ること
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- (3) 利用時間を守り、他の迷惑にならないようにすること

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、姫路市、たつの市、及び揖保郡太子町の全域とする。

(緊急時及び事故発生の対応及び事故発生の防止)

第13条 事業所は、障害児に対する指定児童通所支援中に病状の急変等が生じた場合や事故等その他必要な場合には、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医等への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに家族へ連絡を行う。また必要に応じて、速やかに県、市町に報告を行う。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 事業所は、障害児に対する指定児童通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、事業者の運営する他事業所と共に、所属する自治会に対して参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情解決)

- 第 15 条 提供した指定児童通所支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定児童通所支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により市町村が、また、兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護 秘密の保持)

- 第 16 条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(人格の尊重)

第 17 条 事業所は、当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定児童通所支援を提供しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び委員会の設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(研修による計画的な人材育成)

第19条 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保持するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第20条 事業所は、その提供する指定児童通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第21条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束の禁止)

第22条 事業所は、指定児童通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(感染症対策に関する事項)

第23条 事業所は、感染症の発生及びまん延の予防のため、事業者と共に次の措置を講ずる。

- (1) 感染症対策に関する責任者及び委員会の設置
- (2) 感染症予防に関する指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(業務継続に向けた取り組みに関する事項)

第24条 事業所は、感染症や災害が発生した場合に備え、事業者と共に次の措置を講ずる。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 従業員に対する研修、シミュレーションの実施

(ハラスメント対策に関する事項)

第25条 事業所は、適切なハラスメント対策を実施するために、事業者と共に次の措置を講ずる。

- (1) ハラスメント対策に関する責任者及び委員会の設置
- (2) ハラスメント対策に関する指針の整備
- (3) 従業者に対する各種ハラスメントに対する研修の実施

(協力医療機関)

第26条 施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、森田内科・循環器科を協力医療機関として定めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、障害児等に対する指定児童通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年7月20日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年11月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和元年6月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和4年4月1日から施行する。